



令和2年9月18日(金)岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電話番号
商工政策課	政策企画係	松尾 晃 田中克典	内線 3044 直通 058-272-8350 FAX 058-271-6873

「岐阜県なりわい再建事業補助金」の募集開始のお知らせ

県では、令和2年7月豪雨災害により被災された事業者の施設又は設備の復旧整備等の事業に要する経費の一部を支援する「岐阜県なりわい再建事業補助金」の募集を開始しますので、お知らせします。

記

1 補助金の概要

(1)補助事業者

県内に本社又は事業所を有する中小企業者等

- ・中小企業者及び小規模企業者(個人事業主を含む)
- ・中堅企業及びみなし中堅企業のうち知事が認めるもの(注1)

(2) 補助事業及び補助対象経費

補助事業者の施設又は設備であって令和2年7月豪雨災害により損壊、滅失又は継続使用が困難になった施設等の復旧整備若しくは宿舎整備を行う事業に要する経費

※ 施設又は設備の復旧整備に代えて、事業の再開及び継続、売上げの回復等に必要な 新分野の需要開拓等の取組みに要する経費も含む。

(3) 補助対象期間(補助事業の実施期間)

令和2年7月豪雨災害による被害発生日 ~ 令和3年3月16日(火)

- ※ 交付決定日の前に事業に着手したものや完了したものも対象とする
- ※ 上記期間内に事業(支払いを含む)が完了すること

(4)補助率

補助対象経費の3/4以内 (中堅企業・みなし中堅企業:1/2以内) ただし、特定被災事業者 (注2) は次のとおり

- ・1億円までは実支出額
- ・1億円を超える場合にあっては、1億円に補助対象経費から1億円を控除した額に 補助率を乗じて得た額を加えた額

(5)補助金限度額

- 1事業者あたり3億円
- ※ 補助金申請額は、千円未満を切り捨てた金額とする
- ※ 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする
 - (注1) 一定の域内取引要件と債務要件を満たす者
 - (注2) 新型コロナウイルスの影響を受けていること、過去の災害で被災し売上げの 減少や復旧に要する債務を抱えていること等の要件に該当する者

2 募集期間

令和2年9月18日(金) ~ 10月19日(月)

※ 本事業は、令和2年度岐阜県9月補正予算が成立することを前提として募集するものです。

3 申込方法(手続き)

補助金交付申請書に必要書類を添付し、上記2募集期間内に下記申込先へ郵送又は持参にて提出ください。

なお、公募要領や各種様式等の詳細については、以下の岐阜県公式ホームページをご確認ください。

<岐阜県なりわい再建事業補助金>

トップ > 産業・農林水産・観光 > 商工業 > 商工業振興・経営支援 >

> 岐阜県なりわい再建事業補助金

https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/shokogyo-shinko/11351/nariwaisaiken.html

4 お申込み・お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 商工政策課 政策企画係

〒500-8570 岐阜市薮田南二丁目1番1号(庁舎10階)

TEL: 058-272-8350FAX: 058-271-6873

E−m a i l : c11351@pref. gifu. lg. jp